

いじめ問題対応の改善に関する答申書を受けての市の取組みについて

1 これまでの大まかな流れ

福島市内公立小学校において発生したいじめにおいて、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）発生の疑いがある旨、保護者より訴えがあり調査を要請されたにもかかわらず、当初「必要があると認めるとき」にあたらなないと判断したことから、調査の開始が遅れ、問題の長期化・複雑化を招くという教育委員会と学校の不適切な対応があった

この対応を深く反省し、本市のいじめ対応の改善を図るため、令和 4 年 12 月 28 日に「福島市いじめ問題対応改善有識者会議」を設置し、慎重な議論を重ねていただき、その結果、令和 5 年 5 月 29 日に「いじめ問題対応の改善に関する答申書」（以下「答申書」という。）として答申がされた。

答申書では、「Ⅰ 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化」「Ⅱ 教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）」「Ⅲ いじめ問題対応スキームの明確化」「Ⅳ 子どもと家庭を支える体制の強化」「Ⅴ 教職員の資質向上に向けた取組」の 5 つの視点から提言がされた。

提言を踏まえ、本市では条例の改正案を令和 5 年 6 月市議会定例会議に提出し、同年 6 月 23 日に施行し、併せて、この条例の改正に伴い、同年 8 月 31 日に市基本方針を改定し、市ホームページに掲載するとともに、公立小・中・特別支援学校に周知した。

2 答申を受けての教育委員会のこれまでの取組と令和 6 年度の取組

Ⅰ 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化

1 市長と教育委員会は、総合教育会議において、いじめ問題の情報共有を図ることで、より連携した対応をするべきである。

- ① 総合教育会議の開催の方向性と運営方法について
 - 会議は定期的で開催する。頻度は年に 3 回程度とする。（令和 5 年度は、臨時開催があったため、4 回の開催）となった。
 - いじめ事案については、重大事態の他、解決に時間を要しているなど重大事態につながりかねない事案についても取り扱う。
 - 会議及び議事録は原則公開が求められている一方、いじめ事案をはじめ、個人情報への配慮が必要な事案を取り扱う場合は、会議の開催方法や議事録の公開について会議で図り決定する。
 - 取り扱ういじめ事案については、現在の状況と今後の対応について、資料を作成し確認する。
- ② その他
 - 重大事態の緊急的対応については、教育委員を含む総合教育会議での対応は現実的に無理があるため、まずは市長と教育長が綿密に情報を共有し方針を検討し、教育委員へは事後的に意見を伺い、方針に反映させる。

2 市はいじめ問題に対し、教育委員会と市長部局を含む関係部署との連携を図る体制を整備し、包括的に対処すべきである。

(1) 重大事態発生に伴う対応プロセス等の明確化

- ① 市長への重大事態発生の報告について
 - 改定した「市基本方針」により、重大事態が発生した学校は、7日以内に市長に指定様式により報告するよう示した。また、学校から提出された発生報告書についても、市総務課に提出する際の報告様式を新たに作成し対応している。
 - 令和5年4月1日より重大事態が発生した場合、国への報告が責務となり、学校の負担軽減と意識を高めるため、国への報告も兼ねる報告様式に変更し運用している。
 - 重大事態が発生した場合の対応フロー図により、報告の流れを可視化した。
- ② 「いじめ防止法」「市条例」「市基本方針」の整合性について
 - 上記法令等との整合性を図るため、市条例を令和5年6月23日に、市基本方針を令和5年8月31日に改定した。
 - 重大事態が発生した場合の対応フロー図により、教育委員会会議、教育委員会事務局、市立学校及び市長部局それぞれの責任の所在及び対応プロセスについて明確化した。

(2) いじめ対応プロセスの可視化

- ① いじめ対応について、保護者をはじめ、いじめ問題の関係者が理解できるフローチャートの作成について
 - 改定した「市基本方針」により、「学校のいじめ問題対応フロー図」「重大事態への対応フロー図」「市立学校用重大事態対応フロー図」「学校主体による不登校重大事態の調査」「重大事態調査チームの対応フロー図」「重大事態調査を行う組織マトリクス図」を示した。
- ② 可視化したプロセスを市民に公開し、いじめ問題対応の透明性を高めることについて
 - 改訂した「市基本方針」に、学校が取り組むべき事項として、大きく3つの視点「いじめの防止」「いじめの早期発見と対処」「重大事態への対応」を示すとともに、学校が作成する各種報告様式や児童生徒支援のためのアセスメントシートを明記し、学校がすべきプロセスを明確にした。
この「市基本方針」については、令和5年8月31日、市のホームページに掲載し、市民に公開した。
 - 改訂した「市基本方針」を基に、全ての市立小・中学校の「いじめ防止基本方針」を見直し、各学校で校内研修を実施するとともに、ホームページに掲載することで、保護者及び市民にも周知した。

Ⅱ 教育委員会の改革(教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割)

1 合議体の執行機関として、教育委員の意思や意見が十分に反映できるような仕組みづくりを再確認すべきである。

- ① 教育委員の研修等の状況について
 - 公立学校長いじめ対応研修会に教育委員が参加し、研修を行った。今後は、学校教育課及び教育研修課が実施するいじめ問題を取り扱う研修に参加し、いじめ問題に係る知見の蓄積を図っていく。
 - 令和6年度定例教育委員会において、事例を基にした事例研修を実施した。
- ② 教育委員会事務局からの的確な情報提供の在り方について
 - 定例教育委員会において、毎回、公立学校のいじめの現状及び重大事態調査の進捗状況について指定様式により報告を受け、調査等の進捗状況の把握に努めている。
 - 「市基本方針」において、重大事態の調査を行う調査組織については、教育委員会会議を招集し、協議して判断するとなっていることから、重大事態が発生した場合はその都度、会議を招集し状況の把握と調査組織を決定している。

2 教育委員会事務局は、サポートチームを活用するにあたり、その役割を明確にすべきである。

- ① 通常サポートチームの役割の明確化とサポートチームが担当したいじめが重大事態化した場合の対応について
 - サポートチームは、いじめ問題が複雑化する前に学校の要請に応じ派遣される教育委員会の組織である。その構成メンバーは、学校教育課・教育研修課の指導主事及び教育研修課のSC・SSWで構成される。
サポートチームが担当していたいじめ問題が重大事態化した場合、原則、派遣されていたサポートチームの派遣は中止され、教育委員会会議において決定された調査組織が重大事態の調査を行う。
 - 教育委員会が主体となった「重大事態調査チーム」で重大事態調査を行う場合は、その組織は教育委員会事務局職員で構成される。組織は、指導主事及び行政出身者、SCかSSWで構成される。サポートチームが関わっていた事案の場合は、通常、サポートチームのメンバーを外し組織を編成する。
 - サポートチームのメンバーが「重大事態調査チーム」メンバーとして関わる場合は、被害児童生徒及びその保護者に十分に説明し理解を得た場合としている。
- ② 教育委員会事務局と学校の情報共有体制について
 - いじめを原因とする欠席が1日でもあれば、学校からすぐに電話で報告するよう指導している。また、いじめの認知・いじめが解消した場合、学校から「いじめに関する報告書」が提出される。また、児童生徒が3日連続・断

続欠席7日となった場合、学校から「欠席連絡シート」提出させる。この報告書すべてについて、令和6年度から配置されたいじめ担当指導主事を中心に電話による聴き取りを行い、具体的な内容について確認している。その中で、問題が複雑化しそうな問題について、教育委員会事務局として積極的に関わる取組を推進している。

- 6月・12月・3月に各学校から「いじめに関する報告書」の提出あり。
- 6月・3月に各学校からいじめに対する取組状況の報告あり。

3 いじめの防止やいじめ問題への対応について、心理、福祉、法律、医療等に関する専門的知識を有する人材の確保に努める必要がある。

- ① いじめ問題への適切な対応に向け、心理・福祉等の専門家を十分に配置できるよう、県に対し財政支援その他必要な措置を求めることについて
 - 市教育長が直接、県教育庁に出向き、心理・福祉等の専門家の増員・予算の増額について要望している。
 - 県教育庁主催の生徒指導等の研修会時や人事業務の際、学校現場の要望や状況について県担当者に伝え、心理・福祉等の専門家の必要性について訴えている。
- ② 市立学校や教員の法的側面からの支援ができるよう、教育委員会に法律の専門家を配置することについて
 - スクールロイヤーの配置について、準備を行っている。
これまで、市の顧問弁護士やいじめ問題対策委員会の弁護士を活用してきたが、スクールロイヤーの配置を検討していく。
なお、令和4年度においては、いじめ問題対策委員会専門部委員の弁護士にいじめ事案について一件相談をしている。

Ⅲ いじめ問題対応スキームの明確化

1 いじめ防止法・市条例・市基本方針の整合性を確保し、重大事態への対処・調査の実施について恣意的な解釈の余地をなくすべきである。

- ① 恣意的な解釈をする余地をなくすため、「いじめ防止法」に規定のない文言の見直しについて（「市条例」第20条に規定される「必要があると認めるとき」）
 - 指摘された「市条例」第20条第1項について以下のように改正し、「必要があると認めるとき」を削除した。

旧条例

「教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に

対処し、(以下、後略)

新条例

「教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合その他重大事態が発生し、又は発生疑いがあると認めるときは、当該重大事態(重大事態発生疑いを含む。以下同じ。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、(以下、後略)

- ② 市民からの情報提供等も重大事態調査の開始の要件に含めることについて
 - 「市基本方針」に示した「学校のいじめ問題対応フロー図」「重大事態への対応フロー図」において、情報提供者として市民を明示した。
 - 各学校が、PTAとの懇談や地域との交流時、情報提供を呼びかけるよう指導していく。

2 重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきである。

- ① 「重大事態」発生時、迅速かつ機動的な対応を確保するために調査主体を増やすことについて
 - 旧条例では、重大事態調査を行う組織は「対策委員会」に限定されていたが、新条例第20条において「市立学校に設ける組織」「教育委員会がその事務局内に設ける組織」「福島市いじめ重大事態調査委員会」のいずれかに調査をさせることができるよう改定した。(調査組織の決定は教育委員会会議)
 - 重大事態に対し迅速かつ機動的に対応及び調査できるよう、調査主体のマトリクス図を作成し、「市基本方針」に示した。

重大事態	調査組織		教育委員会の組織	市立学校の組織
	調査委員会	その他		
生命心身財産 重大事態	自死 事案	◎	△	△
	その他	○	○	△
不登校重大事態	○		○	◎

※ ◎、○、△は調査を行う組織の優先順位を示している。その順位は◎→○→△となる。

- 「福島市いじめ重大事態調査委員会」は第三者組織としての機能を有し、教育委員会の附属機関として教育委員会の諮問を受け調査を行う。
- ② 「福島市いじめ問題対策委員会」について
 - 「対策委員会規則」で示されていた重大事態調査を行う専門部会はこの委員会に置かない。
 - 「対策委員会」の役割は、「いじめ防止のための対策の在り方やその実効性を高めるための調査研究を行う組織」「学校の調査主体と教育委員会事務局に設ける組織が行う重大事態調査についての助言を行う組織」とした。

IV 子どもと家庭を支える体制の強化

子どもを心理面から理解しケアや指導を充実させるとともに、福祉面でも子どもと家庭への継続的な支援が重要であることから教育関係機関と児童福祉関係機関の一層の連携を推進していくべきである。

- ① 教育委員会・市立学校・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）と、市の福祉事務所は互いの情報を共有しながら連携を強化し、個々の事案に応じ子どもと家庭に寄り添った支援をより充実させていくことについて
 - 「市基本方針」の「重大事態への対応フロー図」において、市子ども家庭課等に必要に応じて情報提供することについて示した。教育委員会では、家庭の養育上の問題から子どもの困り感があった場合、適宜、子ども家庭課への情報提供に努めている。また、子ども基本法との関連を踏まえ、子どもの人権等が侵害される危険性がある場合は、すぐに児童相談所に通告・相談するとともに、学校への指導も強化している。
 - 「福島市要保護児童対策地域協議会」に教育委員会の担当者が出席し、子どもの生育環境やその現状について確認をしている。
 - 児童福祉施設との連絡協議会を年2回実施し、事例検討会を行っている。令和6年度以降は、いじめ問題も取り上げ、在園する児童生徒への関わり方についてそれぞれの資質向上に努めていく。その際、市の子ども未来部及び児童相談所の職員も参加することから、いじめ問題についての情報交換も行っていく。
- ② SC・SSWとの連携について
 - 教育委員会事務局に設置しているいじめ防止サポートチームは年3回の定例会を開催している。教育研修課に配置されているSC3人、SSW3人もサポートチームのメンバーであることから、困り感のある児童生徒や養育問題のある家庭に適切につなげていくことができるよう、今まで以上に詳細な情報提供と対応に努めていく。

V 教職員の資質向上に向けた取組

1 教育委員会は、いじめ問題対応の改善のために教職員のリーガルマインドを涵養し、適切な体制を構築すべきである。

- ① リーガルマインドの涵養を念頭に置いた研修により、教職員の意識改革を図って行くことについて
 - 市立学校の管理職（校長及び教頭）を対象にした「いじめに対する組織的対応の在り方」をテーマとした研修を今後も継続して実施していく。
 - 教育研修課の教育課題講座に令和6年度より、「教師のリーガルマインド研修」を新設し、専門家を招聘し行う。
 - 教育研修課の生徒指導主事研修において、「いじめ・不登校への対応」を演題とし、文部科学省職員を招聘し研修を行う。
 - 「市基本方針」に「いじめ対応シミュレーション研修」を明記するとともに

に各学校で積極的に実施するよう指導していく。なお、管理職を対象とした研修でも取り上げ、校内研修で活用できるようにする。

2 教育委員会は、いじめ問題対応改善のために教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修等を実施すべきである。

- ① 教職員に対し児童生徒の内面理解に資する研修等を専門家の協力のもと実施することについて
 - 教育研修課の初任者研修・新規採用養護教諭研修カウンセリング研修に令和6年度より「児童生徒の内面理解に資する研修」を新設した。
 - 教育研修課の中堅教諭等資質向上研修において、「本市のいじめの現状と課題」を演題とし、福島市いじめ問題対策委員を招聘し研修を行う。
- ② 「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策についての研修や、児童生徒自らがいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、研修等を実施することについて
 - 教育研修課の学校経営講座に令和6年度より、「いじめを生まない風土づくり研修」を新設し、専門家を招聘し行う。
 - 教育研修課の教育相談実践講座に令和6年度より、「いじめ・不登校を生まない学級経営研修」を新設し、専門家を招聘し行う。
 - その他いじめに関係する研修として、「人権教育に関する研修」「豊かな心の育成に係る研修」「道徳科授業力向上講座」、家庭での日常生活でも活用できる「情報モラル教育講座」を教育研修課が主催し行う。
 - 県教育庁で行っている「生徒指導アドバイザー事業」や警察官が講師となって行われる防犯教室、福島県弁護士会が講師となって行われる「いじめ防止出前授業」等を積極的に活用するよう各学校に周知していく。